

児童発達支援・放課後等デイサービスの留意事項について

仙台市障害福祉サービス指導課



仙台市障害福祉サービス指導課です。本講義では、児童発達支援・放課後等デイサービスにおける留意事項についてご説明いたします。

なお、本講義でご説明する内容は、令和7年1月現在における内容になります。今後、国から示される通知等により、取扱いが変更となることもございますので、ご注意ください。

また、ここでご説明する内容は各項目とも留意点ですので、詳しくは関係する基準省令や解釈通知、報酬告示や留意事項通知を必ずご自身でご確認ください。Q&Aも必ずご確認くださいよう、お願いいたします。

目 次

1. 基準人員の配置
2. 定員を超えた受入
3. 基準人員と加配人員
4. 児童指導員等加配加算の人員
5. 専門的支援体制加算の人員
6. 基本報酬
7. 延長支援加算
8. 個別支援計画別表
9. 専門的支援実施加算
10. 強度行動障害児支援加算・個別サポート加算
11. 支援プログラムの作成・公表
12. 自己評価・保護者評価の実施・公表



本講義でご説明させていただく事項は表示しております目次のとおりです。

基準人員の配置

<主に重症心身障害児以外を受け入れる事業所の場合>

- 管理者 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上（常勤専従）
- **児童指導員又は保育士**（うち、1人以上は常勤）
 - ➡利用児童10名までの場合 2人以上
 - 以降、利用児童が5名増えるごとに +1人以上

※求められる人員配置

児童指導員又は保育士は営業時間を通じて配置が必要

cf. 基準省令第5条

3



基準人員の配置について、ここでは、主に重症心身障害児以外が通う、児童発達支援センターを除いた児発・放デイ事業所の場合をご説明します。

配置基準については、「主に重症心身障害児を受け入れる事業所」及び「児童発達支援センター」はこの限りではありません。

基準人員とは、基準省令に規定されている従業者及びその員数のことで、児発・放デイ事業所の場合、管理者及び児童発達支援管理責任者、並びに、日ごとの受け入れ人数に応じた児童指導員又は保育士の配置が必要で、その日の利用児童の数が10名までの場合は2人以上、以降、利用児童が5名増えるごとにプラス1人の児童指導員又は保育士の配置が必要、とされています。

定員数ではなく、日ごとの実際の利用児童の数に応じた配置が必要となりますので、ご注意ください。

なお、基準人員としての児童発達支援管理責任者は常勤専従、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤の勤務形態でなければなりません。（ここでいう常勤は、正社員かどうかの雇用形態ではなく、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達しているか否か、という勤務形態を指します。）

また、基準上必要な児童指導員又は保育士については、仙台市内の事業所においては「運営規程に定める営業時間」を通じて、必要な員数を配置する必要があります。

基準人員の配置

- ・ 基準を満たす人員配置（児童指導員・保育士のみ記載）

【営業時間】 9：30～17：30（8時間）

氏名	職種	形態	勤務時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17
×	A	児童指導員	常勤専従	8時間				休憩				送迎
	B	保育士	常勤専従	8時間					休憩	有給		

人員欠如の状態

常に2人以上が勤務している状態

送迎時の例外

氏名	職種	形態	勤務時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17
○	A	児童指導員	常勤	8時間				休憩				送迎
	B	保育士	常勤	8時間					休憩	有給		
	C	児童指導員	非常勤	6時間								

「運営規程に定める営業時間を通じて配置する」の具体例をお示しします。

例えば、常勤職員の勤務時間が9時から18時、うち1時間が休憩時間であって、営業時間を9：30～17：30の8時間と定める放デイ事業所においてスライドのような勤務形態で人員を配置しているとします。

日々の利用児童は10名以下のため、児童指導員や保育士は2名以上必要です。

上のケースはAさん、Bさんの2名がいるため、一見最低必要数は配置できているように見えますが、それぞれが休憩をとっている間や、Bさんが時間休を取っている時間帯は、2名を下回った配置になってしまいます。

勤務していない状態の職員は基準人員として配置していることにならないため、その時間帯は別の人員を配置して補う必要があります。

下のケースのように、Aさん、Bさんが休憩や休暇等で配置できていない12時から14時までの時間帯を補うように非常勤職員のCさんを配置していただければ、人員欠如の状態は解消されます。この際、常勤の基準人員が休憩や休暇を取得する場合を補う人員は、常勤職員である必要まではありません。

なお、16：30～17：30はAさんが送迎に出ており事業所にはBさん1人しか配置できていない状態とはなりますが、少なくとも児童指導員又は保育士が1人以上は事業所に配置されており、残りの職員が送迎を行っている時間帯については「送迎時の例外」として人員欠如とはなりません。

定員を超えた受入

- ・定員を超えた受入

「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に限り可能

➡**原則禁止**「減算にならない範囲であれば受入して良い」ではない

- ・受入を行った場合

その日の受入人数に応じた基準人員の配置が必要

➡加算の加配人員を基準人員に算入した場合、加配人員としては
カウント不可

cf. 基準省令第39条、障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A問18

5



次に、定員を超えた受入についてご説明します。

基準省令第39条で定められているとおり、事業所は定員を超えた受入を行ってはなりません。原則禁止です。

定員を超えた受入は、「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」とされており、「減算にならない範囲であれば受入して良い」ではありませんので、厳にご注意ください。

定員を超えて受入を行う場合には、その日の児童指導員又は保育士は、定員を超えていない日よりも多く配置する必要があります。

本来加配加算の人員として充てようとしていた児童指導員又は保育士を、基準人員に充てた場合、加配人員としてはカウント不可となります。

定員を超えた受入

<必要な人員配置>

氏名	職種	形態	月	火	水	木	金
X	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Y	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Z	児童指導員	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
利用児童の数			10名	11名	9名	8名	6名

➡日ごとの利用児童の数に応じた基準人員の配置

火曜日は営業時間を通じて児童指導員又は保育士は3名配置が必要

常勤職員の勤務すべき時間を1日8時間、営業日は月曜日から金曜日までの週5日と定める主に重症心身障害児以外を受け入れる放課後等デイサービス事業所において、スライドの例の場合、火曜日の利用者数が11名になっています。
この日は営業時間を通じて児童指導員又は保育士は3名配置する必要がありますので、Zさんも基準人員となります。



基準人員と加配人員

- ・ 児童指導員等加配加算 or 専門的支援体制加算を算定する場合
基準人員に加え、対象となる人員が1以上配置される体制が必要
- ・ 児童指導員等加配加算 and 専門的支援体制加算を算定する場合
基準人員に加え、それぞれの加算における加配人員が必要
➡異なる人員でプラス2以上が必要
- ・ どちらの加算も基準人員が欠如している状態においては算定不可

cf.留意事項通知第二の2(1)④、第二の2(1)④の2

7



基準人員と加配人員についてご説明します。

児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算を算定する場合、基準人員に加え、対象となる人員が1以上配置される体制が必要となります。

児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の両方を算定する場合には、基準人員に加え、それぞれの加算における加配人員が必要ですので、全体としてプラス2以上配置される体制が必要となります。

なお、どちらの加算についても、児童指導員又は保育士が「営業時間を通じて必要な人数」や「うち一人以上は常勤」を満たしていない場合や、児童発達支援管理責任者や管理者が配置されていない期間など、基準人員が欠如している場合は、加配加算を算定できません。

基準人員と加配人員

＜児童指導員等加配加算が算定できなくなるケース＞

氏名	職種	形態	月	火	水	木	金
X	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Y	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Z	その他職員	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
利用児童の数			10名	11名	9名	8名	6名

➡加配加算算定に必要な加配時間数は足りているが、Zさんを基準人員に含めることはできないため、火曜日は基準人員欠如となり、加配加算算定不可



前述スライド6の例において、Zさんが児童指導員又は保育士ではなかった場合で、児童指導員等加配加算を「その他従業者」区分で算定していたとします。

同様に、火曜日の利用者数が11名のため、この日は営業時間を通じて児童指導員又は保育士は3名配置する必要がありますが、「その他職員」であるZさんを基準人員に含めることはできません。

そのため、火曜日は必要な基準人員が足りていない状態、人員欠如となりますので、その日の児童指導員等加配加算を取得することはできなくなります。

なお、加算が算定できなくなることとは別に、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて欠如があった場合には、原則として、翌月から人員欠如減算の適用対象となる可能性も生じます。

児童指導員等加配加算の人員

- ・常勤専従区分
基準人員に加え、対象となる人員を常勤で1人以上配置する必要
- ・管理者兼務の場合
➡「専従」を満たさない、常勤換算区分であればカウント可
- ・基礎研修修了後の児発管OJT兼務の場合
➡「専従」を満たす

cf. 令和6年報酬改定Q&A vol.3問6



児童指導員等加配加算の区分についてご説明します。

「常勤専従区分」では、基準人員に加え、対象となる人員を常勤かつ専従で1人以上配置することが必要となります。

加配加算の対象職員が児童指導員等と管理者を兼務する場合は、常勤職員であっても専従ではないため「常勤専従」は満たしません。一方で、常勤換算区分であれば加配人員としてカウントすることが可能です。

ただし、加配加算の対象となる常勤の児童指導員等がサービス管理責任者等の基礎研修修了者でもあり、児童指導員として配置したままOJTとして個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合は、児発管OJTが基準上必要な職種ではないことから「常勤専従」の要件を満たすと考えて差し支えありません。

児童指導員等加配加算の人員

＜児童指導員等加配加算を算定する場合＞

氏名	職種	形態	月	火	水	木	金
X	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Y	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Z	児童指導員	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
H	児童指導員	非常勤		8h			
利用児童の数			10名	11名	9名	8名	6名

加配職員

10

前述スライド6の例において、Zさんを加配人員として、児童指導員等加配加算を「常勤専従」区分で算定していたとします。

同様に、火曜日の利用者数が11名のため、この日は営業時間を通じて児童指導員又は保育士は3名配置する必要がありますので、Zさんを加配人員として児童指導員等加配加算を算定する場合には、3人目の基準人員としてZさんとは別に、Hさんが配置される必要があります。

専門的支援体制加算の人員

・対象となる職種

実務経験5年以上の児童指導員・保育士も対象

➡特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における経験は含まれない

・実務経験5年以上

➡資格取得・任用後からの経験が対象



児童指導員等加配加算との違いに注意

児童福祉事業の範囲

➡令和6年度報酬改定Q&A vol1問12,問15

※認可外（企業主導型保育施設など）は含まれない

専門的支援体制加算についてご説明します。

令和6年度報酬改定により、放デイにおいても、児童福祉事業における実務経験5年以上の児童指導員・保育士が対象職種となりました。

ただし、専門的支援体制加算においては、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における経験は含まれません。

この点、児童指導員等加配加算における「児童福祉事業」の範囲とは異なることにご注意ください。

「経験5年以上」の考え方についても、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算で、経験年数として対象となる期間が異なります。

児童指導員等加配加算では、資格取得やその職種で配置される以前の経験も対象となりますが、専門的支援体制加算においては、資格取得・任用後からの経験が対象となります。

なお、児童福祉事業における実務経験には、企業主導型保育施設などの認可外保育施設での勤務経験は含むことができません。

また、児童福祉事業の経験年数について、雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問いませんが、1年あたり180日以上勤務であることも求められます。

届出の際に「実務経験証明書」を提出する場合は、認可保育施設なのか認可外保育施設なのかをはっきり明示した上で、勤務期間に加え、従事日数の記載もあるものを提出ください。

基本報酬

原則：あらかじめ計画に定めた標準的な時間に応じた時間区分で請求

※現に要した時間が計画に定めた時間と異なる場合

- ➡事業所の都合により短くなった時は、現にサービスの提供に要した時間
- ➡利用者の都合により短くなった時は、その事情を記録した上で個別支援計画において定めた標準的な時間
- ➡長くなった時は、個別支援計画において定めた標準的な時間
- ➡個別支援計画において標準的な時間が定められていない場合や、利用予定がない日に支援を提供した時は、「30分以上1時間30分以下」の時間区分

cf. 報酬告示別表第1の1の注2の5、留意事項通知第二の1(3の2)、令和6年度報酬改定Q&A vol1問3,問4

12

主に重症心身障害児以外を通わせる児発・放デイ事業所における、基本報酬についてご説明します。

（主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の事業所の基本報酬については、時間区分は導入されていません。）

令和6年度報酬改定により、報酬請求は時間区分によって行われることになり、あらかじめ個別支援計画に定めた標準的な時間に応じた時間区分で請求することが基本となります。

その上で、現にサービス提供に要した時間が計画に定めた時間と異なった場合の請求は、以下のとおりとなりますので、くれぐれもご注意ください。

- ➡事業所の都合により短くなった時は、現にサービスの提供に要した時間
なお、事業所の都合で30分未満の支援時間となった場合は基本報酬が算定できません。
- ➡利用者の都合により短くなった時は、その事情を記録した上で個別支援計画において定めた標準的な時間
- ➡長くなった時は、個別支援計画において定めた標準的な時間
- ➡個別支援計画において標準的な時間が定められていない場合や、利用予定がない日に支援を提供した時は、「30分以上1時間30分以下」の時間区分

なお、利用者や学校等の都合により、通常とは異なる利用が想定される場合（例えば、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合や、学校の短縮授業等により通常より提供時間が長くなる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容及び支援の

提供時間を個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載しておくことにより、それに応じた算定が可能となります。

なお、主に重症心身障害児を受け入れる事業所等の時間区分が導入されていない事業所であっても、個別支援計画には標準的な時間を記載しなければなりませんのでご注意ください。

延長支援加算

- ・一定の支援時間を超えた前後の時間帯での支援
計画に定めた標準的な時間が
➔ (児発) 5時間、(放デイ) 授業終了後3時間、学校休業日5時間
- ・延長を必要とする理由と延長時間
あらかじめ計画に位置付けておく必要（1時間以上）
➔ 緊急的な預かりニーズに対応して延長支援を実施した場合には、
延長を必要とした理由と時間の記録が必要
- ・算定は、実際の延長支援時間に応じた区分で行う
(ただし、計画時間よりも長くなった場合は、計画した時間区分で算定)

cf. 報酬告示別表第1の12、別表第3の10、留意事項通知第二の2(1)⑤、令和6年度報酬改定Q&A vol3問1～4

13



主に重症心身障害児以外を通わせる事業所における、延長支援加算をご説明します。

令和6年度報酬改定により、延長支援は営業時間の前後ではなく、利用者ごとの計画に定められた標準的な時間の前後に行うものとなりました。その上で、延長支援の対象者は、個別支援計画に定める標準的な時間が児発では5時間、放デイでは授業終了後の場合3時間、学校休業日の場合5時間で計画されている必要があります。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の延長支援は、従前どおり8時間以上の営業時間の前後となります。

また、延長を必要とする理由と延長時間を個別支援計画に位置付けて行うことが必要です。延長支援時間は前述の標準的な時間の前後とし、それぞれ1時間以上で計画してください。なお、計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、急な延長支援を必要とした理由と延長支援時間の記録を行う必要があります。

更に、延長支援加算の算定にあたっては、基本報酬の時間区分とは異なり、実際に要した延長支援時間に応じた区分で請求する必要があります。計画する延長支援時間は1時間以上とする必要がありますが、利用者の都合により実際に要した延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、1時間未満の区分での算定が可能です。ただし、利用者の都合であっても、個別支援計画に定めた計画時間よりも延長支援時間が長くなった場合には、計画した時間区分で算定してください。

人員配置に関しては、延長支援時間における児童が10人以下の場合には、2人以上の従

業者（うち1人以上は基準人員（児発管でも可））の配置が必要となります。

個別支援計画別表（参考イメージ）

記入例

利用児氏名	計画に定める支援時間を記入（利用開始と終了時間も記入） ・曜日ごとに提供時間が異なる場合もあるため、曜日ごとに時間を定める						
	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 ～
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が想定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 ・市町村が定めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的な理由を記入 ・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常の1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入 ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入						
延長支援時間 ※延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上とする	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする 理由及び時間	例① 月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。 例② 保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 ・例③ 保護者の就労、妊娠・出産、病気・介護、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 ・例④ 常時延長支援を必要としないが、個別の事情（例）で延長支援が必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 ※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定						

cf.令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について(令和6年3月15日こども家庭庁事務連絡)

14

ここで、個別支援計画別表の記入例を、参考イメージとしてお示ししておきます。利用者等の都合により通常とは異なる利用が想定される場合や、延長支援を行う場合の個別支援計画の記載の仕方の参考になると思いますので、内容詳細を、こども家庭庁ホームページの、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定のページで、是非ご参照ください。こども家庭庁のホームページは最後のスライドでご案内しています。

なお、利用状況に応じて、この別表の支援時間や記載内容のみを変更する場合には、モニタリングや個別支援計画作成のための会議の開催までは求められませんが、保護者等への説明と同意を得ることは必要です。同意日や保護者のサイン欄などがあると良いでしょう。

また、モニタリングや個別支援計画作成のための会議を経ずに別表を変更した場合、基準上必要な「少なくとも6ヶ月に1度以上の見直し」を行ったことにはならないので、別途、個別支援計画作成から少なくとも6月以内にモニタリング等を行ってください。

専門的支援実施加算

- ・ 体制加算とは別に届出が必要（実施加算だけを算定することも可能）
- ・ 対象となる人員
基準人員や加配加算、体制加算の加配人員によることも可能
- ・ 一貫した関与
対象となる人員は個別支援計画とは別に専門的支援実施計画を作成、保護者等への説明、支援実施、記録作成といった一連業務を行う必要

cf. 報酬告示別表第1の8、別表第3の6、留意事項通知第二の2(1)⑫、第二の2(3)⑩、令和6年度報酬改定Q&A vol1問16

15



専門的支援実施加算についてご説明します。

令和6年度報酬改定により、専門的支援体制加算と専門的支援実施加算の2段階での評価となりましたが、専門的支援実施加算を算定する場合、専門的支援体制加算とは別に届出が必要となります。専門的支援体制加算を算定していない場合でも算定することが可能です。

専門的支援を行う対象職員は、基準人員としての児童指導員又は保育士で5年以上の実務経験要件を満たしている者や、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算の加配人員によることも可能です。

なお、専門的支援実施加算の算定にあたっては、個別支援計画とは別に専門的支援実施計画を作成、保護者等への説明、支援実施、記録作成といった一連の業務を、対象となる職員によって行われる必要があります。

例えば、理学療法士が2人配置されている事業所において、2人とも専門的支援を実施する場合、計画の作成段階から両方の理学療法士が関わり計画を作成しなければなりません。計画を作成していない職員が専門的支援を実施したとしても当該加算は算定できませんのでご注意ください。

強度行動障害児支援加算・個別サポート加算

- ・強度行動障害児支援加算（放デイの場合は（Ⅰ））

強度行動障害支援者養成研修（**実践研修**）を修了した者を配置、当該者が支援計画シート等を作成 ➡非常勤配置でも可、児発管でも可

- ・放デイの個別サポート加算（Ⅰ）90単位へのプラス30単位

強度行動障害支援者養成研修（**基礎研修**）を修了した者を配置、当該者が支援を実施 ➡非常勤配置でも可、児発管は不可

cf. 報酬告示別表第1の8の2、別表第3の6の2、留意事項通知第二の2(1)②の2、第二の2(3)②

cf. 報酬告示別表第1の9、別表第3の7、留意事項通知第二の2(1)②の6、第二の2(3)②の5

16



強度行動障害児支援加算・個別サポート加算についてご説明します。

強度行動障害児支援加算は、令和6年度報酬改定により、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修ではなく実践研修の修了者の配置と、実践研修修了者による支援計画シート等の作成が必要となりました。この実践研修修了者は、児発管でも構いません。その上で、支援計画シート等に基づく支援を強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者が行った場合は、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認する必要があります。その他の従業者が行う場合は、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うことが必要です。また、実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行わなければなりません。

放デイの個別サポート加算（Ⅰ）は、令和6年度報酬改定により、行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援（90単位）と、著しく重度の障害児への支援（120単位）となり、ケアニーズの高い障害児への支援（90単位）にさらにプラスして算定できる30単位が設けられましたが、この算定には、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修の修了者の配置と、基礎研修修了者による支援が必要となります。この基礎研修修了者は直接支援を行う者であり、児発管は業務の客観性を担保する観点から直接支援は行わないこととされているため、不可です。

算定する場合は、要件の詳細を報酬告示と留意事項通知で必ずご確認ください。

支援プログラムの作成・公表

- ・支援プログラム

5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成・公表が必要

- ・支援プログラム未公表減算

作成・公表したことを仙台市に報告する必要（通知発出済み）

➡期限まで**報告が行われない場合、令和7年4月から15%減算**

（報告）：<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shienprogram.html>



cf. 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて
（令和6年7月4日付こども家庭庁事務連絡）

cf. 基準省令第26条の2、報酬告示別表第1の注3、別表第3の注4、留意事項通知第二の1（8の2）



支援プログラムの作成・公表についてご説明します。

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成・公表が求められています。

また、公表方法及び公表内容について仙台市への報告が必要となっており、期限までにオンライン申請システムによる報告がない場合には、令和7年4月から減算となりますので、報告漏れのないようにご注意ください。

自己評価・保護者評価の実施・公表

- ・自己評価・保護者評価（保育所等訪問支援の場合は訪問先施設評価を含む）
おおむね1年に1回以上、自己評価等を実施し、その結果及び改善
の内容を保護者へ示すとともに、公表しなければならない

- ・自己評価結果等未公表減算

実施・結果公表したことを仙台市に報告する必要（通知発出済み）

➡期限まで**報告が行われない場合、令和7年4月から15%減算**

（※昨年度とは報告方法が異なります）

（報告）：<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/zikohyouka.html>

cf.障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて(令和6年7月4日付こども家庭庁事務連絡)

cf. 基準省令第26条、報酬告示別表第1の注3、別表第3の注4、留意事項通知第二の1(8)



自己評価・保護者評価の実施・公表についてご説明します。

運営の標準化と徹底を図る観点から、事業所に対しておおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価の実施と、その結果公表が求められています。

また、実施及び結果公表について仙台市への報告が必要となっており、期限までにオンライン申請システムによる報告（※昨年度とは報告方法が異なります）がない場合には、令和7年4月から減算となりますので、報告漏れのないようにご注意ください。

参考

- ・ 障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ & A（令和6年5月17日）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/87a60237/20240517_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_98.pdf



- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A（vol.1～6）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>



報酬関係のQAが、こども家庭庁から発出されていますので、必ずご参照いただきますようお願いいたします。

本講義のご説明は以上となります。